令和5年度 町野小学校 いじめ防止基本方針

(令和5年3月改訂)

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(平成25年 「いじめ防止対策推進法」より)

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに向かわせない為の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。平時からの基本姿勢として以下の5点を確認する。

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの児童にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとし、全員を対象に 事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが有効な対策である。そのためには、児童 一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の点に 重点的に取り組む。

(1) 授業づくり

- ①わかる授業(校内研修、授業の相互参観)
- ②基礎的・基本的事項の徹底習得(全校テスト、パワーアップタイムの充実)
- ③意見を発表し合える場面設定
- ④学習規律の徹底(ベル着、正しい姿勢、学習用具の準備、発表の仕方、聞き方)

(2) 集団づくり

- ①学級集団づくり (構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング)
- ②体験活動(学校行事、委員会活動)
- ③縦割り班活動(異学年交流、縦割り班活動)
- (3) 道徳教育、人権学習の推進
 - ①一人ひとりの良さや違いを認め合える学習
 - ②善悪の判断、実践力の養成
- (4)情報の共有

いじめ対策委員会、児童理解連絡会の開催、児童に関する情報の全職員による共有

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ①インターネットの使用状況等の現状把握
 - ②児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめの早期発見の取り組み

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配ることが重要である。また、定期的な面談や各種調査を実施し、調査結果に基づき効果的な対応と検証を行う。

◎検証方法 毎月1回のなかよしアンケート「学校は楽しいですか」の項目について「はい」と答えた児童の割合を比較する

月	日常の観察(対象者)	月毎に(対象者)	外部関係機関との連携			
4						
4	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	• 学級懇談(担任)			
	• 健康観察等 (養護)	(生徒指導・担任)	・学校評価委員会(管理職・教務)			
	・その他全般(級外)	 児童理解連絡会(全職員) 	・個人面談(SC)			
5	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・個人面談(SC)			
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)				
	その他全般(級外)	・生活アンケート				
		(生徒指導・担任)				
		児童理解連絡会(全職員)				
6	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	学校公開(全職員)			
	・健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	• 学校警察保護司会連絡協議会			
	・その他全般(級外)	・Q-Uテスト (担任)	(生徒指導)			
		個人面談(担任)	・個人面談 (SC)			
		児童理解連絡会(全職員)				
7	学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・いじめ対応アドバイザー研修			
,	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	(全職員)			
	その他全般(級外)	・児童理解連絡会(全職員)	・学級懇談(担任・全職員)			
	上 () [主] () () ()	九里在胖连帕云(主城貝)	・学校評価委員会(管理職・教務)			
			・ 子仪計画安貞云(自座職・教務) ・ 個人面談(SC)			
	ジ 大口 炊 の 江 科		1. 1. 1. 1. 1. 1			
8	・登校日等の活動	・児童理解連絡会(全職員)	・保護者との連携強化(全職員)			
	(全職員)	.h.)],]> ,],]	・小中連絡協議会(生徒指導)			
9	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	• 学校警察保護司会連絡協議会			
	• 健康観察等 (養護)	(生徒指導・担任)	(生徒指導)			
	・その他全般(級外)	児童理解連絡会(全職員)	・個人面談(SC)			
10	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・個人面談(SC)			
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)				
	・その他全般(級外)	・Q-Uテスト (担任)				
		個人面談(担任)				
		・Q-Uテスト (担任)				

		 児童理解連絡会(全職員) 	
11	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	· 学校公開(全職員)
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	・個人面談(SC)
	・その他全般(級外)	児童理解連絡会(全職員)	
12	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・学級懇談(担任・全職員)
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	• 学校警察保護司会連絡協議会
	その他全般(級外)	・生活アンケート	(生徒指導)
		(生徒指導・担任)	・個人面談(SC)
		児童理解連絡会(全職員)	
1	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	小中連絡協議会(生徒指導)
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	・学校公開(全職員)
	その他全般(級外)	・児童理解連絡会(全職員)	・いじめ対応アドバイザー研修
			(全職員)
			・個人面談(SC)
2	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・学校公開(全職員)
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	・学校評価委員会
	その他全般(級外)	・個人面談(担任)	(管理職・教務)
		児童理解連絡会(全職員)	・個人面談(SC)
3	・学級の活動(担任)	・なかよしアンケート	・小中連絡協議会
	健康観察等(養護)	(生徒指導・担任)	(担任・生徒指導・養護教諭)
	その他全般(級外)	生活アンケート	
		(生徒指導・担任)	
		児童理解連絡会(全職員)	

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている児童の出すサイン

〈学校での一日〉

発見する機会	観察の視点(特に変化が見られる点)
朝の会	□遅刻・欠席が増える。 □表情がさえず、うつむきがち。
	□出席確認の声が小さい。
授業の	□用具、机、椅子等が散乱している。 □周囲が何となくざわついている。
開始時	□一人だけ遅れて教室に入る。 □涙を流した気配が感じられる。
	□正しい答えを冷やかされる。 □発言に対し、嘲笑が見られる。
授業中	□グループ分けで孤立することが多い。□責任ある係の選出の際、冷やかし半分
	に名前が挙げられる。
	□ひどいあだ名で呼ばれる。
休み時間	□一人でいることが多い。 □用もないのに職員室に来る。
	□遊びの中で弱い立場の役になることが多い。
給食時間	□食べ物にいたずらをされる。 □嫌われるメニューの時に多く盛られる。
	□その児童が配膳をすると嫌がられる。
清掃時	□椅子や机がぽつんと残る。 □最後まで一人でする。
放課後	□服が汚れたり髪が乱れたりしている。□用事がないのに学校に残っている。
	□急いで一人で帰宅する。 □顔にすり傷や鼻血の跡がある。

〈注意しなければならない児童の様子〉

様子等	街	察	の	視 点	(特に変化が見られる点)
動作や	□活気がなく	、おどお	3どして1	いる。		□視線を合わせない。
表情	□独り言を言	ったり、	大声を	出したり	する。	□寂しそうな暗い表情をする。
	□やる気を失	きう。				□体の不調を訴える。
持ち物	□教科書等に	いたずら	書きされ	れる。		持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	□生活ノート	や日記等	い気に	かかる表	現がえ	長れる。
	□学用品や推	易示物に落	茖書きが	ある。		嫌がらせの手紙が入っている。

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

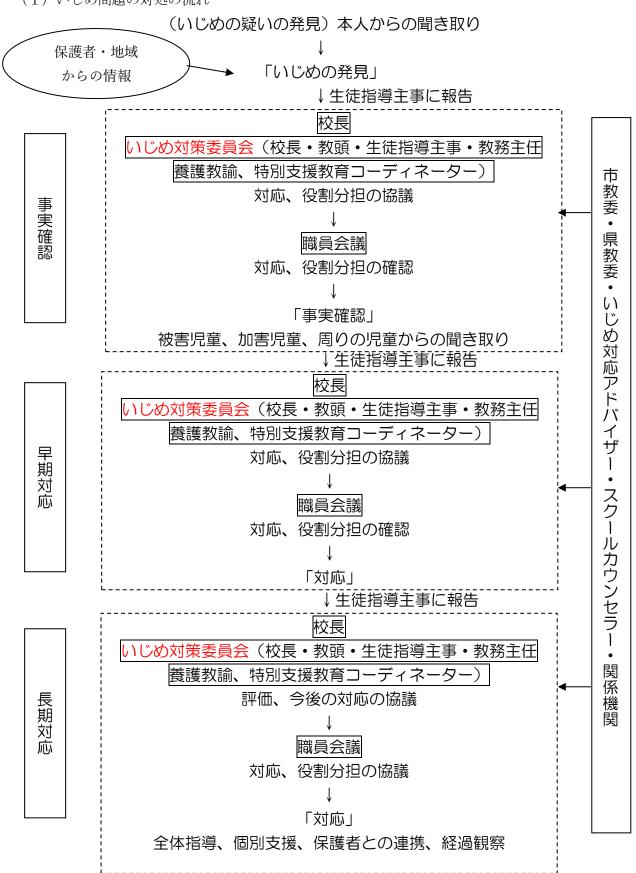
○いじめられている児童が家庭で出すサイン

観	察	の	視	点	(特に変	<u>を化が見ら</u>	れる点)	
いや破れか	えられた	り、よく	けがをし	たりし	ている。			
くくなった	:り、教科	書やノー	-トに嫌カ	らせの)落書きた	ぶされたり	破れたりして	いる。
なったり	、寝付き	が悪かっ	たりして	「体重か	ぶ減少して	ている。		
、言葉数	なが少なく	なり、V	らいらし	て落ち	ら着きがた	よくなる。		
ここもるこ	とが多く	、ため息	まをついた	こり、源	戻を流した	こりする。		
ぎ荒くなり	、親や兄	上弟などに	に反抗した	こり、丿	しつ当たり	りしたりす	る。	
をそらせ	たり、家	延族に話し	かけられ	いること	こを嫌がっ	ったりする	0	
こなると、	頭痛・腹	夏痛・吐き	気などの)身体の)不調を記	斥え、登校	を渋る。	
こしたり、	学校をや	ゆたいた	どと言い	出した	とりする。			
分はだめ	っ」など自	己否定的	的な言動か	5見られ	い、死や非	 拝現実的な	ことに関心を	·持つ。
で、集中力	」がわかな	い。ささ	いなこと	でも決	と断できた	ない。		
	やくな、こ荒をなし分れった葉るならとりだい。	や破れが見られた やななたり、 をなった数こと、 をなった数と、 をなったがと、 でであるがと、 でであるがと、 でであるが、 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でいたではないたである。 でいたである。 でいたである。 でいたではないたではないた。 でいたではないたが、 でいたではないたではない。 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたではないたが、 でいたが、 でいたではないたが、 でいが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいが、 でいなが、 でいたが、 でいたが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、	いや破れが見られたり、よく さくなったり、教科きやノー なったり、寝付さな、 、言葉数が少なく、ため 、こもなり、親や兄弟に が表をという。 はなり、親や兄弟に はなり、親を兄弟に はないなり、 はないない。 はない。 はない	いや破れが見られたり、よくけがをしまくなったり、教科書やノートに嫌かなったり、寝付きが悪かったりして、言葉数が少なくなり、息をついたい。 こもることが多く、ため息をついたで、親や兄弟などに反抗した。 別をそらせたり、家族に話しかけられると、 関係をといるといる。 別をそらせたり、 家族にいなどをしたり、 学校をやめたいなど言いるとにの、 など自己否定的な言動が	はや破れが見られたり、よくけがをしたりした。となったり、教科書やノートに嫌がらせのなったり、寝付きが悪かったりして体重が、言葉数が少なくなり、いらいらして落ちたるととが多く、ため息をついたり、ほなそらせたり、家族に話しかけられると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体のしたり、学校をやめたいなどと言い出したり、はどめ」など自己否定的な言動が見られる	いや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 はくなったり、教科書やノートに嫌がらせの落書きた。 なったり、寝付きが悪かったりして体重が減少して、 、言葉数が少なくなり、いらいらして落ち着きがた。 こもることが多く、ため息をついたり、涙を流した。 が荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たり、 様をそらせたり、家族に話しかけられることを嫌がってなると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を記したり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 日分はだめ」など自己否定的な言動が見られ、死やす	いや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 こくなったり、教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり なったり、寝付きが悪かったりして体重が減少している。 、言葉数が少なくなり、いらいらして落ち着きがなくなる。 ここもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 が荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 なそらせたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校 にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。	いや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 こくなったり、教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり破れたりして なったり、寝付きが悪かったりして体重が減少している。 、言葉数が少なくなり、いらいらして落ち着きがなくなる。 こもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ごだくなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 なをそらせたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 こなると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 こしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 日分はだめ」など自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を

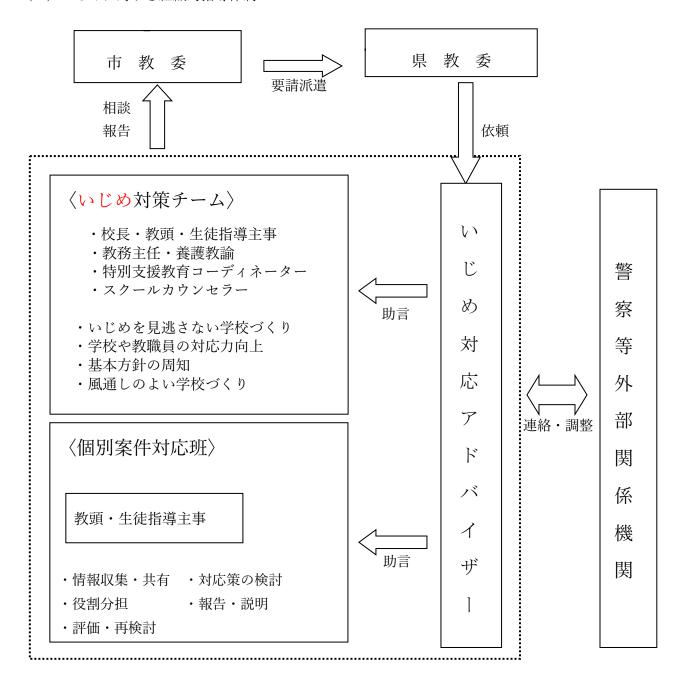
5 いじめに対する早期対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解消までを行う。

(1) いじめ問題の対処の流れ



(2) いじめに対する組織的指導体制



(3) 児童・保護者への対応

<いじめられている児童への対応>

- ① いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教 師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友達や親、教師等誰かに相談すべきことを十分に話す。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと 児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ 解決したなどと安易な考えを持たず、その後の言動をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 児童の長所を見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる 気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ 場合によっては、緊急避難としての欠席等を保護者と相談しながら弾力的に対応する。

<いじめている児童への対応>

- ① いじめられた児童の心理的・身体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対ゆる されない行為であることを分からせる。
- ② いじめを見ていた児童からも事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ いじめが集団化している場合、その力関係や個人の言動を正しく判断し、指導する。
- ④ いじめた児童にいじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた児童の心理を十分に理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
- ⑦ いじめが限度を超える場合、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置などの厳しい対策をとる。この場合児童には立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。

<いじめが起きた集団への働きかけ>

- ① はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為 であることを理解させる。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

<いじめられている児童の保護者への対応>

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応 を心がける。
- ② 話し合いの機会を早急に持つ。その際保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、児童を守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校の様子について、その都度家庭に連絡する等、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 児童の様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化でも学校に連絡するよう伝える。

<いじめている児童の保護者への対応>

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 児童との今後の関わり方や家庭教育の見直しについて、保護者と一緒に考え助言する。

(4) ネットいじめへの対処

・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事案への対処

(1) 重大事案の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を輪島市教育委員会に速やかに報告する。 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を 実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ②上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を 適切に提供する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 児童理解連絡会

月一回、全教職員で配慮を要する児童の現状や指導について情報の交換及び共通理解を図る。

(2) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等対策 のためのいじめ対策委員会を設置し、毎月、なかよしアンケート実施後及び必要に応じて委員 会を開催する。